

設計業務委託仕様書（案）

1. 業務委託の名称

補助公共 社会資本整備総合交付金（社資交／敷島公園）

群馬県立敷島公園長寿命化対策設計業務

2. 業務概要

今回の委託業務の概要は次のとおりである。

（1）概要

群馬県立敷島公園陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）は昭和38年に完成し、昭和57年の前回国体開催を踏まえた大規模改修後、40年経過しており、老朽化による競技利用・大会運営への影響が顕著になっている。一方、令和11年には、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ等」という。）陸上競技の会場となることが決定している。

これらの状況を踏まえて、長寿命化計画に基づく改修及びバリアフリー対策について、基本設計及び実施設計を実施する。

実施する改修は、別紙記載の①トイレ更新工事、②バリアフリー対応工事、③バックスタンド芝生席（炬火台）改修工事、④写真判定室リニューアル工事、⑤メインスタンド車椅子使用者客席動線改修工事、⑥諸室の雨漏り対策等工事とする。

また、当該委託業務には、①既存の各種競技団体（群馬陸上競技協会、ザスパクサツ群馬等）との調整、②付随する各種法令による必要な手続き（※）についても含むものとする。

※本計画は建築基準法第48条第3項の許可を要する。

＜本委託業務の対象とする基準等＞

- | | |
|-----|----------------------|
| I | 群馬県立都市公園の移動円滑化ガイドライン |
| II | 建築物のバリアフリー基準の見直し方針 |
| III | Jリーグスタジアム基準 |
| IV | 第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様 |
| V | 都市公園技術標準解説書 |
| VI | 敷島エリアグランドデザイン |

（2）工事場所

群馬県前橋市敷島町地内（敷島公園内）

3. 委託期間

自 契約の日

至 令和8年3月13日（ただし、5.（1）の設計提案書の作成は令和7年12月15日までに完成させること。）

4. 設計における基本方針

- (1) 本業務では、施設の用途・工事の目的等を十分に把握し、県有施設として求められる安全・環境・景観・コスト・保全等に対する配慮を行い、長期的な視野において多様性・柔軟性の高い設計を行うこと。また、受託者の創意工夫、新技術の提案等についても期待するものである。
- (2) 地盤調査が必要となる場合は、設計変更について監督員と協議を行うこと。
- (3) アスベスト調査が必要となる場合は、設計変更について監督員と協議を行うこと。

5. 設計業務

次の業務を行うこと。

(1) 設計提案書の作成業務

設計提案書（次のア及びイを内容とするもの）を3案程度作成し、あわせて各案のメリットとデメリットを整理した比較検討表（次のウを内容とするもの）を作成すること。

（②バリアフリー対応工事、④写真判定室リニューアル工事、⑥諸室の雨漏り対策等工事は1案程度）。必要に応じ、現地調査等を実施のこと。

ア 図面 配置図（1／1000）、平面図（1／200）、立面図（1／200）、断面図（1／100）、透視図（透視図はイメージがつかめる簡略的なもの程度）

イ 各案の設計方針

ウ 比較検討表

- ① 概算工事費（建築・電気・機械・屋外施設・解体・共通仮設・現場経費・一般管理費等ごとで種目別程度のもの。積算根拠も明示すること。（2）において同じ。）
- ② 工期・工程
- ③ 材料・工法
- ④ その他必要な事項（監督員の指示による。）

(2) 基本設計業務

選定された設計提案書の最適案について、基本設計業務を行う。基本設計業務には以下の内容を含めること。

ア 設計要旨の策定

イ 意匠、構造、電気設備、機械設備、給排水衛生設備、空調換気設備及び外構等についての計画概要（工法・材料等の比較検討を含む）

(Ⅰ) 建築（総合）

①仕様概要表 ②仕上げ表 ③面積表及び求積図 ④敷地案内図 ⑤配置図（外構を含む） ⑥平面図（各階） ⑦断面図 ⑧立面図（各面） ⑨矩計図（主要部） ⑩計画説明書 ⑪工事費概要書 ⑫日影図 ⑬各種技術資料 ⑭色彩計画（内外装） ⑮仮設計画概要書

(Ⅱ) 建築（構造）

①基本構造計画案 ②構造計画概要書 ③仕様概要書 ④工事費概算書 ⑤各種技術資料

(Ⅲ) 電気設備

①電気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(Ⅳ) 機械設備

①機械設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(Ⅴ) 給排水衛生設備

①給排水衛生設備概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(Ⅵ) 空調換気設備工事

①空調換気設備計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(Ⅶ) 外構工事

①外構計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料

(Ⅷ) その他

①防災計画概要書 ②工事工程説明書 ③その他

(Ⅸ) 透視図 外観全景

2面 A2版(420mm×594mm) 採色仕上げ・額入り

ウ コスト縮減に対する考え方

例：技術基準・新技術の活用等の根拠を明らかにする、イニシャルコスト・ランニングコストを算出し効果を明らかにする、等

エ 環境配慮に関する考え方

例：CASBEE 評価、LCCO2 削減、ZEB など

オ 施工・維持管理上の注意事項

カ その他提案等（色彩・材料・備品・ほか）

(3) 実施設計業務

ア 次に掲げる実施設計図の作成

- ・建築意匠設計図
- ・建築構造設計図
- ・電気設備設計図
- ・機械設備設計図

イ 各種計算書の作成

ウ 特記仕様書の作成

エ 工事内訳書の作成

工事内訳書は営繕積算システム（RIBC）により作成すること。

（財）建築コスト管理システム研究所 HP（<http://www.ribc.or.jp/>）参照

システム使用に際しレンタル契約が必要となります。

オ 建築基準法令、消防法令、都市計画法令、環境保全等に関する諸法令、

その他監督員の指示する関係法令に基づく必要な手続き、打合せ

（なお、建築基準法に基づく計画通知及び許可申請の手数料は含まれていない。）

カ その他、監督員の指示する資料の作成

(4) 調査業務

ア 地盤調査

周囲のボーリング調査の結果を踏まえ、新たに増築する場所において行うべき地盤調査の内容を整理し、報告書を作成すること。その結果、新たに地盤調査が必要となる場合は、設計変更について監督員と協議を行うこと。

イ アスベスト調査

既存建物の建材に対し、図面や目視、過去の調査履歴においてアスベスト含有の可能性を調査し、報告書を作成すること。その結果、アスベスト含有調査（定性分析）が必要となる場合は、設計変更について監督員と協議を行うこと。

（５）打ち合わせ

打ち合わせは下記に示す段階で行うものとし、管理技術者が立ち会うものとする。

発注者のほか、県庁関係課（都市整備課、建築課）も出席予定。

- ・業務着手時 1回
- ・中間打合せ 5回
- ・成果物納入時 1回

（６）照査

上記（１）（２）（３）で設計照査を行い報告書に残すこと。

6. 適用図書

原則として次に掲げる図書に基づき検討を行うものとする。（最新版によること）

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事積算基準の解説
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築構造設計指針
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備数量積算基準・同解説
- ・電気設備の技術基準
- ・内線規定
- ・その他、監督員の指示する図書

7. 業務の施工

- （１）受託者は、監督員の指示に従い、業務に必要な調査を行い、また関係法令に基づいて業務を行うものとする。
- （２）受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と打合せを行い、業務

の目的を達成しなければならない。

- (3) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督員に報告をしてその承諾を得なければならない。
- (4) 県は必要に応じ、業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- (5) 設計図書の様式、設計図の縮尺等は監督員の指示を受けなければならない。

8. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義のあるときは監督員の指示を受けなければならない。

9. 手続き書類の提出

- (1) 受託者は、業務に着手するときに、次の手続き書類を提出し、その承諾を得なければならない。

ア 課税（免税）事業者届出書

（群馬県建設事業に係る業務委託事務取扱要綱別記様式第8号（第9号））

イ 管理技術者選任通知書（同要綱別記様式第13号）

ウ 業務工程表（同要綱別記様式第14号）

エ 業務一部再委託承認願（業務委託契約約款第12条第2項関係）（同要綱別記様式第20号）

オ 設計担当者名簿及び履歴書、協力技術者名簿並びに事務所経歴書

カ その他、監督員の指示する書類

- (2) 受託者は、業務が完了したときは、業務完了報告書（同要綱別記様式第18号）を提出しなければならない。

10. 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときに、遅滞なく次に掲げる成果品を提出しなければならない。

なお、本業務は電子納品対象業務とする。電子納品については別添特記仕様書による。

また、電子納品の他に印刷物を3部提出すること。

- (1) 設計提案書の作成業務に関する成果品

ア 設計提案書

イ 比較検討表

ウ その他、監督員の指示によるもの

- (2) 基本設計業務に関する成果品

ア 設計要旨説明書

イ 基本設計図（5（2）に掲げるもの）

ウ 各計算書

エ CAD データ

カ その他、監督員の指示によるもの

- (3) 実施設計業務に関する成果品

ア 設計内容報告書

- ・設計方針
- ・工法・材料等の比較検討及び選定理由
- ・コスト縮減検討、施工・維持管理上の注意事項
- ・提案（色彩・使用材料・備品ほか）

イ 実施設計図

ウ 各計算書

エ 特記仕様書

オ 工事費内訳書

カ 工事費内訳書の算出根拠（数量調書、見積書等関係資料、単価資料等）

キ CAD データ

ク リサイクル計画書（群馬建設リサイクルガイドラインによる）

ケ 計画通知図書、許可申請図書

コ 防災計画書

サ 概略工事工程表

シ その他、監督員の指示によるもの

（４）打合せ議事録

（５）その他、監督員の指示によるもの

1 1. その他

現地調査が必要な際は、敷島公園指定管理者（前橋市敷島町 6 6 番地 0 2 7－2 3 4－9 3 3 8）と連絡調整を行い、日程等の決定を行うこと。

別紙

種別	改修条件
①トイレ更新工事	・「陸上競技場北側屋外便所」及び「テニスコート入りロトイレ」を更新する。 ・利用形態、利用者数を踏まえた配置・規模とする。 ・更新する便所には、多機能便房を備える。 ・陸上競技場北側屋外便所については、北西ゲートへの防風壁設置を前提に選手動線を検討し配置する。
②バリアフリー対応工事	・南サイドスタンドと南バックスタンド間について、通路を設置し、車イスで通行可能な状態とする。なお、東南ゲートについては使用しないため擁壁等を設置する。 ・北サイドスタンドと北バックスタンド間にスロープを設置し、車イスで通行可能な状態とする。 ・メインスタンドに設置されている車イス席について、幅 90 cm 以上、奥行 135 cm 以上を確保するように再配置を行う。また、再配置により不足する座席数については炬火台撤去箇所等への新規設置を行う。 ・再配置を行うにあたり、動線上の床材やグレーチングなど移動円滑化に支障が発生する箇所について改修を行う。
③バックスタンド芝生席（炬火台）改修工事	・炬火台の撤去を行う。なお、旗ポールについては設置を行うものとし設置場所は検討する。 ・周辺の芝生席も含め、バックスタンドを連続する器具庫を設置する。 ・器具庫については、1 種公認の基本仕様を充足する仕様とする。 ・器具庫上部に観客席増設することを見据え対応可能な設計を行う。 ・バックスタンド間の動線に配慮し、バリアフリーに対応した設計とする。 ・既設カメラの再設置位置の検討を行う。
④写真判定室リニューアル工事	・写真判定室のリニューアルを実施する。構造体を確認し、問題なければ内装及び外装のリニューアルとする。なお、外装は光波測定器の固定設置を想定し開口を確保する。 ・光波測定器固定設置のための架台を設置する。 ・写真判定室から、記録室へ測定結果転送のための有線配線（LAN）を整備する。 ・陸上競技場へのインターネット配線（光ケーブル・LAN 配）についても確認する。

⑤メインスタンド車椅子使用者客席動線改修工事	・フィールド内に立ち入らず、車椅子使用者客席に行けるように動線を改修する。 ・2F コンコースへ接続する EV を整備する。 ・既存のフィールド内のスロープは撤去しても構わない。 ・EV 設置にあたり、園内の電気配線改修も実施する。（第2駐車場～園路～陸上競技場） ・新たに設置した動線について、移動円滑化に支障が発生する箇所について改修を行う。
⑥諸室の雨漏り対策等工事	・陸上競技場内の諸室で雨漏りが原因と思われる壁紙の剥がれやシミ等が発生しているため、雨漏り対策及び内装改修を実施する。 ・対象とする諸室は1F：ホール、EV ホール、2F：EV ホール、貴賓室、3F：ホール、EV ホールとする。

群馬県立敷島公園長寿命化対策設計業務業務特記仕様書

(総則)

第1条

本特記仕様書は、標準仕様書を補足し、案件における明細や固有の技術的要求を定める図書である。このため、本特記仕様書に記載の事項については、これを優先させることとするが、記載なき事項については、標準仕様書を遵守することとする。

(電子納品対象業務)

第2条

本業務は、電子納品対象業務とする。

(電子成果品の作成)

第3条

電子成果品は、「群馬県 CALS/EC 土木事業の電子納品ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)に基づいて作成することとする。

(電子成果品の提出)

第4条

電子成果品は、電子媒体で2部提出することとする。

(電子成果品の確認)

第5条

電子成果品の提出の際には、「群馬県電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、ウイルス対策を実施することとする。